

新型コロナウイルス感染症 対応マニュアル

【学生用】

令和2年8月
(令和4年7月改正 Ver. 4)

独立行政法人国立高等専門学校機構
豊田工業高等専門学校

目次

1	新型コロナウイルス感染症について.....	1
2	基本的な考え方.....	1
3	基本的な感染防止対策.....	1
4	授業等における感染防止対策.....	3
5	学生寮における感染防止対策.....	3
6	感染が判明した場合の対応.....	3
7	連絡について.....	3
8	体調不良者が発生した場合の対応フロー.....	4

1 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症は、法律上「学校において予防すべき感染症」の第一種の感染症である。本校では、対面授業の再開に当たり、本感染症に特化したマニュアルを制定した。

2 基本的な考え方

- 治療法やワクチンが確定するまでの間、この感染症とともに生きていかなければならない。
このため、「3密」を徹底的に避ける、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策を継続し、リスクを低減しつつ、教育活動を継続し、学生の健やかな学びを保障する。
- また、感染リスクをゼロにすることはできないことを前提として、感染の可能性のある者あるいは感染者が確認された場合の対処についても定める。
- 感染者が確認された場合には、感染者及び濃厚接触者の出席停止及び分散登校を速やかに実施。学内感染についての疫学的な評価を踏まえた臨時休業についての判断を行う。同時に、感染者や濃厚接触者である学生が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならないよう、十分な配慮・注意を行う。
- 本校では文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2022.4.1Ver8)」において示された『「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準』を基に作成した「新型コロナウイルス感染症に係る豊田高専の活動判断目安」を踏まえて行動する。

3 基本的な感染防止対策

地域の感染レベル（下表）に応じ、感染症対策の3つのポイントを踏まえた取組を行う。

(1) 感染源を絶つ

- ① 37.5℃以上の発熱，又は風邪の症状がある場合等には学校に連絡し，登校はしない。
この場合「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」と扱う。
詳細については、別紙1-1「新型コロナウイルス感染症による特別欠席等の手続きについて」のとおりとする。提出書類は、別紙1-2～1-4の様式を参照。
- ② 登校時の健康状態の把握
登校前に検温結果及び健康状態を登録する。
健康状態を把握できない学生は、登校を認めない等の措置を講ずる場合がある。
※発熱の37.5℃は目安であり、平熱より明らかに高い場合についても同様に自宅で休養する。
- ③ 登校時に発熱等の風邪の症状が見られた場合
発熱等の風邪の症状がみられる場合には、安全に帰宅できるよう保護者に迎えを依頼する。症状がなくなるまでは自宅で休養する。保護者の来校まで他の者との接触を可能な限り避けられるよう、隔離された室で待機する。別紙2を参照。

(2) 感染経路を絶つ

- ① 手洗い
接触感染を避けるため、手洗いを徹底するとともに、目、鼻、口を触らないようにする。
外から教室等に入る時やトイレの後、食事の前後など、こまめに手を洗う。手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗い、タオルやハンカチ等は個人持ちとする。
- ② 咳エチケット
マスク着用を徹底する。
- ③ 消毒
教室やトイレなどで、多くの学生や教職員が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液等を使用して清拭する。

(3) 抵抗力を高める

免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がける。

新型コロナウイルス感染症に係る豊田高専の活動判断目安

レベル	学生			教職員				外部		
	授業	課外活動	学寮	出張	会議	式典・行事	出勤	図書館	施設貸出	入構
レベル3	原則遠隔授業 (本科、専攻科)	原則禁止	原則開寮	原則禁止 校長又は主事の 許可を得たもの のみ可	原則オンライン 会議又はメール 会議	原則中止又は延 期 オンラインでの 開催は可	在宅勤務の推奨 高専機構在宅勤 務規則に基づく 在宅勤務の実施	利用不可	貸出不可	原則禁止
レベル2	十分な感染対策 を行った上で原 則対面授業(本 科、専攻科)	十分な感染対策 を行った上で実 施 感染のリスクが 高い活動につい ては一部制限	十分な感染対策 を行った上で開 寮	(愛知県に緊急 事態宣言が発令 中の場合) 原則禁止 校長又は主事の 許可を得たもの のみ可 (愛知県に緊急 事態宣言が発令 されていない場 合) レベル1に準ず る	オンライン会議 又はメール会議 を推奨 対面会議は十分 な感染対策を 行った上で実施	中止又は延期を 検討 オンラインでの 開催を推奨 実施する場合は 十分な感染対策 を行 った上で実 施	十分な感染対策 を行った上で通 常勤務 高専機構在宅勤 務規則に基づく 在宅勤務の実施	原則利用不可	原則貸出不可	十分な感染対策 を行い、必要最 小限の人数であ ることを条件に 許可
レベル1	十分な感染対策 を行った上で対 面授業(本科、専 攻科)	十分な感染対策 を行った上で実 施	十分な感染対策 を行った上で開 寮	不要不急の出張 自粛 緊急事態宣言が 発出されている 都道府県への出 張原則禁止	オンライン会議 又はメール会議 を推奨 対面会議は十分 な感染対策を 行った上で実施	十分な感染対策 を行った上で実 施 高専機構在宅勤 務規則に基づく 在宅勤務の実施	十分な感染対策 を行った上で通 常勤務 高専機構在宅勤 務規則に基づく 在宅勤務の実施	十分な感染対策 を行うことを条 件に利用可	貸出可 ただし、十分な 感染対策を行う ことを条件に許 可	十分な感染対策 を行うことを条 件に許可

「レベル3」・・・①国の緊急事態宣言等により、国や自治体による一斉休校要請のある場合、②感染者の急激な増加等により緊急に学生及び教職員の安全確保と感染拡大防止措置を講じる必要がある場合、③学内でクラスター感染の発生がある場合、など。

「レベル2」・・・感染の危険性はあるものの、国や自治体からの休校要請がない場合、単発の感染者の発生などにより休講等を行う場合、など。

「レベル1」・・・感染の危険性が少ない場合。

4 授業等における感染防止対策

授業等における感染防止対策として、次の3つの密（密閉、密集、密接）を回避する。
・換気の悪い密閉空間・多数が集まる密集場所・間近で会話や発声をする密接場面

5 学生寮における感染防止対策

学生寮における感染防止対策として、「新型コロナウイルス感染症に関する特別運営ルール」を定める。別紙3を参照

6 感染が判明した場合等の対応

(1) 感染が判明した場合

- ① 当該学生について、出席停止の措置をとる。
- ② 他の学生が濃厚接触者にあたりと特定された場合は、出席停止の措置をとる。
- ③ 所轄の保健所等と連携して状況分析を行い、同保健所等及び国立高専機構本部と相談の上、危機管理室会議において消毒、分散登校、臨時休業等について判断する。

(2) 濃厚接触者となった場合（同居家族等の感染が判明した場合）

- ① 濃厚接触者となった場合、もしくはその恐れがある場合には、速やかに学校へ連絡する。
- ② 連絡を受けて、当該学生の居住地域を所管する保健所と今後の対応の確認を行った上で、出席停止とする。
- ③ 原則として臨時休業は行わない。必要に応じて、他の学生の健康観察を行う。

(3) 同居する家族が PCR 検査、抗原検査を受けた場合

- ① 同居する家族が PCR 検査、抗原検査を受けた場合は、速やかに学校へ連絡し、自宅待機する。
- ② 家族の検査結果判明後、学校に連絡の上、陰性であれば出校、陽性であり濃厚接触者として特定された場合は、学内で今後の対応の確認を行った上で、出席停止とする。

(4) 同居する家族が濃厚接触者となった場合（恐れがある場合を含む）

同居する家族が濃厚接触者（もしくはその恐れがある場合を含む）となり検査を受検する必要がない場合、自身及び家族の健康状態に異常がなければ、通常どおり出校可能とする。

詳細については、別紙1-1「新型コロナウイルス感染症による特別欠席等の手続きについて」のとおりとする。提出書類は、別紙1-2～1-4の様式を参照。

7 連絡について

○緊急情報

学生課から、一斉メール及びMicrosoft365のメールアドレスへの配信により、通知する。

○対応情報

学校の対応状況について、ホームページで情報を提供する。

○体調不良等の個別の連絡

原則として指導教員を経由する。

指導教員不在の場合は、教務係（TEL:0565-36-5914）へ連絡する。

両者に連絡が取れない場合は、E-mail:kyoumu@toyota-ct.ac.jpへ連絡する。

夜間・休日等は、守衛室（TEL:0565-32-8811）へ連絡する。

新型コロナウイルス感染症の罹患の疑い（37.5℃以上の発熱、又は風邪の症状）がある場合は、保健室（TEL:0565-36-5844, E-mail:hoken@toyota-ct.ac.jp）へ連絡する。

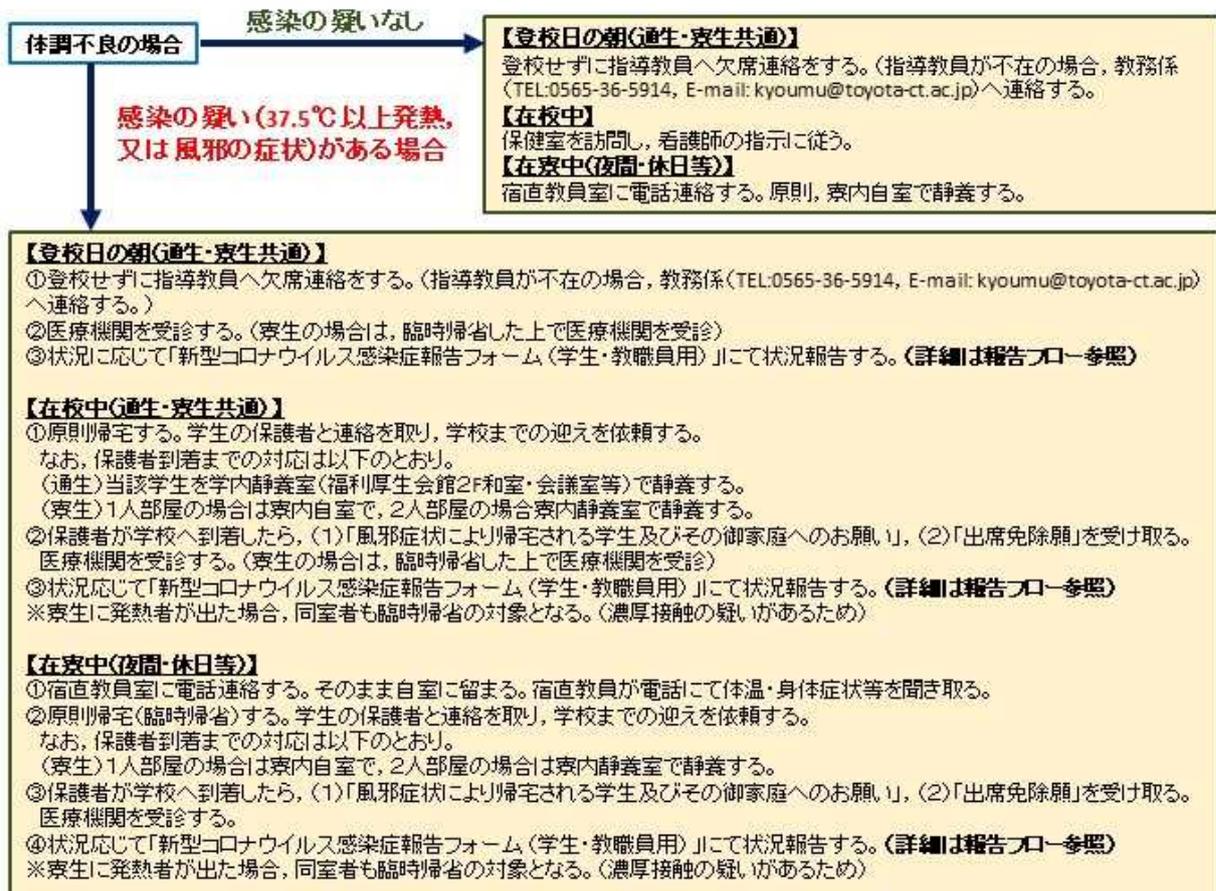
マニュアル及び各書式の掲載場所 本校ホームページ

緊急ニュース 新型コロナウイルス感染症に関する対応について

<https://www.toyota-ct.ac.jp/emergency/18880>

8 体調不良者が発生した場合の対応フロー

【学生】体調不良者等発生時対応フロー（豊田高専）



陽性者が確認された場合(「報告フロー」の報告内容Aのフローによる報告、学校への電話連絡等)

- ① Microsoft Teams上で陽性学生及び関係教職員をメンバーとした個別チャットを作成し、主として以下について情報収集がされる。
 - (1)発症日、発症時点の症状及び感染経路(家族内感染、学内感染等)
 - (2)自身の現在の症状
 - (3)濃厚接触の条件に当てはまる学生及び教職員の有無、「有」の場合は該当者の所属・氏名
 - (4)感染可能期間内(発症日から遡って2日以内)における部活動の参加状況及び学内で立ち寄った場所
 - (5)自宅待機期間(保健所が指定)
- ②上記(3)で収集した情報を元に学内における濃厚接触者が特定される。
- ③濃厚接触者は、自宅待機期間を確認の上、帰宅(寮生の場合は、臨時帰省)する。帰宅者は「出席免除願」の様式を受け取る。
- ④陽性者は保健所の指定した自宅待機期間迄自宅療養する。待機期間終了後、速やかに「特別欠席願」を教務係へ提出する。

①体調不良による欠席者、②濃厚接触者に特定されたことによる帰宅者、でコロナ感染症に罹患しなかった者の取り扱い

症状が軽快し、体調に問題がなければ登校再開となる。静養期間・自宅待機期間は出席免除扱いとなる。登校再開後、「出席免除願」を保健室へ持参し、健康状態の確認を受けた後、授業に参加する。(その後、「出席免除願」は、指導教員の署名を得た後、教務係へ提出する。)

なお、保健室が開まっている土日祝日等は体調回復状況について学校側で確認することができないため、寮生は帰寮することができない。

【学生】新型コロナウイルス感染症罹患者 (濃厚接触者等含む) 報告フロー (豊田高専)

学生本人または同居する家族が下記1～4のいずれかに該当した場合、本校HPに掲載した「新型コロナウイルス感染症報告フォーム(学生・教職員用)」を利用して学生・保護者が状況を報告する。

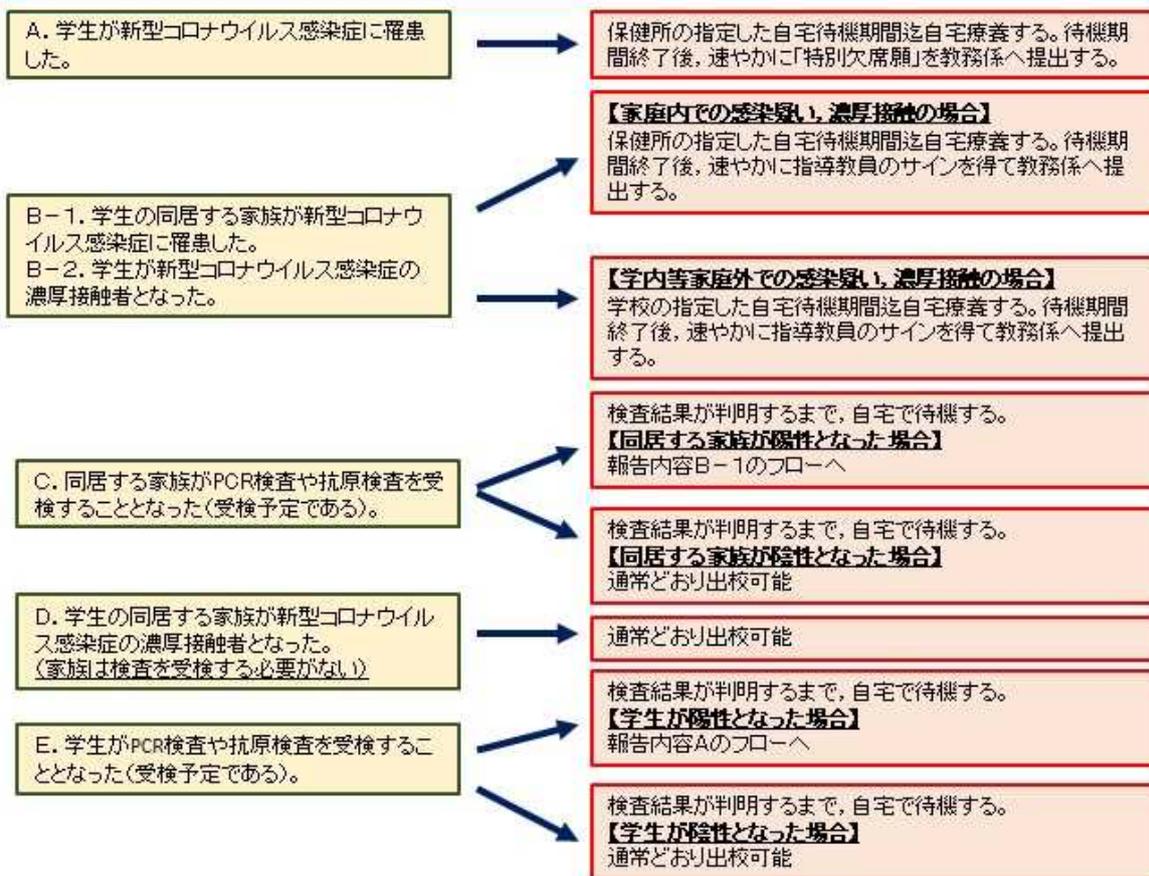
(該当HP: <https://www.toyota-ct.ac.jp/information/45496/>)

1. 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合
2. 濃厚接触者に特定された場合
3. PCR検査を受検した場合
4. 抗原検査を受検した場合



「新型コロナウイルス感染症報告フォーム(学生・教職員用)」への報告内容(第1報)を踏まえて、本校関係者がMicrosoft Teamsのチャット機能を利用して詳細について聞き取りを行う。

以降のフローは報告内容(A～E)によって異なる。詳細についてはチャットで指示する。



新型コロナウイルス感染症による特別欠席等の手続きについて

標記のことについて、新型コロナウイルス感染症は学校保健安全法に定める第一種感染症に指定されています。これにより、新型コロナウイルス感染症と診断されたり、新型コロナウイルス感染症の疑いがある等以下の場合には特別欠席または出席停止とします。

(1) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合

1.

豊田高専ホームページにある新型コロナウイルス感染症報告フォームから必要事項を入力します。担当者が入力内容を確認次第、Teams チャットで連絡しますので、それに保健所からの指示内容等を回答してください。

2. 医師が治癒と判断するまで、もしくは、保健所が登校を許可するまで出席停止とします。

3. 登校する際には「特別欠席願」を学生課教務係へ提出してください。

(2) 学生本人が保健所等により感染者の濃厚接触者に特定された場合

1. 豊田高専ホームページにある新型コロナウイルス感染症報告フォームから必要事項を入力します。担当者が入力内容を確認次第、Teams チャットで連絡しますので、それに保健所からの指示内容等を回答してください。

2. 連絡を受けて、学内で今後の対応の確認を行った上で、その期間を出席停止とします。

3. 登校後速やかに「出席免除届」を学生課教務係へ提出してください。

(3) 同居する家族等が PCR 検査、抗原検査を受けた場合

1. 豊田高専ホームページにある新型コロナウイルス感染症報告フォームから必要事項を入力します。担当者が入力内容を確認次第、Teams チャットで連絡しますので、それに保健所からの指示内容等を回答してください。

2. 同居する家族等の陰性が確認された場合、陰性が確認された日までの期間を出席停止とします。同居する家族等の陽性が確認された場合、学内で今後の対応の確認を行った上で、その期間を出席停止とします。

3. 登校後速やかに「出席免除届」を学生課教務係へ提出してください。

(4) 新型コロナウイルス感染症の可能性を疑う医師の指示により自宅待機をする場合

1. 豊田高専ホームページにある新型コロナウイルス感染症報告フォームから必要事項を入力します。担当者が入力内容を確認次第、Teams チャットで連絡しますので、それに医師からの指示内容等を回答してください。

2. 医師の指示の期間を出席停止とします。

3. 登校後速やかに「出席免除届」と医療機関の領収書を保健室へ持参し確認を受けてから授業を受けてください。

4. 「出席免除届」を学生課教務係へ提出してください。

別紙 1-1

(5) 37.5 度以上の発熱、全身のだるさ、咳など体調不良の症状がみられ、新型コロナウイルス感染症の可能性を疑い自宅休養した場合

1. 指導教員へ電話で欠席連絡します。(指導教員が不在の場合、教務係([TEL:0565-36-5914](tel:0565-36-5914))に連絡します。両者に連絡が取れない場合は、E-mail:kyoumu@toyota-ct.ac.jp へ連絡します。)
2. 医師が登校を許可したとき、または、体調回復後 24 時間を経過した後まで出席停止とします。
3. a) 37.5 度以上の発熱の場合
登校後速やかに「出席免除届」を保健室へ持参し確認を受けてから授業を受けてください。
b) 全身のだるさ、咳など体調不良の症状の場合
登校後速やかに「出席免除届」と医師の診断書(欠席が体調不良日 1 日+静養日 1 日の場合は、体調不良日の医療機関の領収書も可とする。保健室指示による早退 1 日+静養日 1 日の場合は、保健室利用時間診票のコピーも可とする。)を保健室へ持参し確認を受けてから授業を受けください。
4. 「出席免除届」を学生課教務係へ提出してください。
5. インフルエンザ等の感染症に罹患した場合は、「令和 4 年度学生便覧」の 94 ページを参照してください。

(6) 懸念される持病等があり、感染した時に重症化する可能性がある等、登校に不安がある場合

1. 事前に別紙「登校免除願」を学生課教務係に提出し、許可を得てください。

【注意事項】

※(1)(2)(3)(4)(5)の場合、出席停止の措置が取られるため、欠席扱いになりません(本来出席しないといけない授業日数から出席停止日数分を除きます。)

※(6)の場合で、登校免除の許可がおりた場合でも、実験・実習、卒業研究、特別研究、定期試験、体育等は登校すること。

※(6)の場合、書類の提出はメールでも一時的に受理しますが、その場合でも、保護者の署名がされた「登校免除願」をスキャンしたファイルまたは撮影した写真ファイルを提出するか、FAX で提出するようにしてください。登校後、その書類を学生課教務係に提出することで受理となりますので注意してください。

特別欠席願

令和 年 月 日

豊田工業高等専門学校長 殿

学科 _____ 学科 第 _____ 学年

氏名 _____

下記の理由により欠席したいので、特別欠席扱いにしてくださいをお願いします。

記

1. 理由

- 就職試験のため(企業名等: _____)
- クラブ活動のため(公式試合名等: _____)
- 大学編入学試験のため(大学名: _____)
- その他(_____)

2. 欠席・欠課・遅刻・早退の日または時限

令和 年 月 日 第 _____ 時限から
 令和 年 月 日 第 _____ 時限まで _____ 日 _____ 時間

3. 欠席・欠課・遅刻・早退の日、時限、授業科目と担当教員

時 限	日	1	2	3	4	5	6	7	8
授業科目 担当教員									

備考 1. この願い出は、原則として事前に指導教員を経由(就職試験の場合にあつては先に学科長の許可を受けること。また、クラブ活動の場合にあつては先に部長教員の許可を受けること。)して教務係に提出すること。その際、事実確認ができる資料を添付すること。

2. 就職試験、大学編入学試験による特別欠席は、原則試験日当日のみ認められるが、試験地が遠方でやむをえない場合に限り、前日も認められる。なお、前日の特別欠席を申請する場合は、裏面の行程表を必ず記入し、指導教員の下承を得ること。

3. クラブ活動における公式試合参加のための特別欠席は、原則として選手およびマネージャーとして登録された者を対象とする。

※添付資料の例

- 就職試験・・・試験実施要項等(日時と場所が確認できるもの)のコピー
- 交通障害・・・駅で発行される遅延証明書
- インフルエンザ等の感染症・・・治癒報告書
- 大学編入学試験の場合は添付資料不要

指導 教員	令和 年 月 日
	氏名

学科長 / 部長 教員	令和 年 月 日
	氏名

教務係確認 印 (月 日)

※就職試験, 大学編入学試験等で試験地が遠方のためやむをえず試験日前日の特別欠席を申請する場合は, 下記行程表に前日の行程を記入すること。

行程表

年月日	試験日前日の行程
(記入例) R2.6.20	(記入例) 14:34 名古屋駅発(新幹線) 17:57 博多駅着 18:10 博多駅発(JR特急) 19:25 熊本駅着

令和 年 月 日

豊田工業高等専門学校 殿

治 癒 証 明 書

学年 _____ 学科 _____ 氏名 _____

病 名 _____

出席停止の期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

上記の者は、疾病が治癒したので令和 年 月 日から登校
してよいことを証明いたします。

病院名

TEL

医師名 _____ 印

出席免除届

令和 年 月 日

豊田工業高等専門学校長 殿

学科 _____ 学科 第 _____ 学年

氏名 _____

(署名)

下記により欠席しましたので、お届けします。

記

1. 理由 (欠席理由について、a～dの該当するものに○をつけてください。)
 - a. 学生本人が、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に指定されたため
 - b. 学生と同居する家族が、医師又は保健所の新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に指定された、または、学生と同居する家族が、医師又は保健所の指示によりPCR検査、抗原検査を受けたため
 - c. 新型コロナウイルス感染症の可能性を疑う医師の指示により自宅待機をしたため
 - d. 37.5℃以上の発熱や風邪症状等、新型コロナウイルス感染症の可能性を含む体調不良のため
2. 出席停止期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

上記のとおり、保護者として責任を持って申告いたします。

保護者氏名 (署名)

(※本件について、後日学校から状況を確認させていただく場合があります)

指導教員 _____

登 校 免 除 願

令和 年 月 日

豊田工業高等専門学校長 殿

学科 _____ 学科 第 ____ 学年

氏名 _____

(署名)

下記により登校を免除していただきたいので、御許可くださいますようお願いいたします。

記

理由（具体的に記入してください。「通学途中で感染する可能性があるため」など他の学生にも該当する理由の場合は、許可がおりません。懸念される持病があるなど、より具体的に懸念事項を記載するようにしてください。）

登校免除期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

上記の通り、保護者として責任を持って申告いたします。

保護者氏名（署名） _____

(※本件について、後日学校から状況を確認させていただく場合があります)

指導教員 _____

風邪症状により帰宅される学生及びその御家庭へのお願い

学生の体調管理及び新型コロナウイルス感染拡大防止のために以下のとおり対応いただきますようお願いいたします。

1. 対応事項

No.	対応内容	チェック欄
①	かかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話相談する。(相談する医療機関に迷う場合は、「受診・相談センター」に相談する。) 必要に応じて医療機関を受診し、相談結果及び受診結果について保健室へ報告する。	

2. 連絡先

保健室 TEL : 0565-36-5844 FAX : 0565-36-5970

E-mail : hoken@toyota-ct.ac.jp

(保健室が不在の場合)

学生支援係 TEL : 0565-36-5913

3. 新型コロナウイルス感染症に関する報告について

学生本人または同居する家族が下記1～4のいずれかに該当した場合、本校 HP に掲載した「新型コロナウイルス感染症報告フォーム (学生・教職員用)」を利用して状況を報告してください。

(該当 HP : <https://www.toyota-ct.ac.jp/information/45496/>)

1. 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合
2. 濃厚接触者に特定された場合
3. PCR 検査を受検した場合
4. 抗原検査を受検した場合



「新型コロナウイルス感染症報告フォーム (学生・教職員用)」への報告内容を踏まえて、本校関係者が Microsoft Teams のチャット機能を利用して詳細について聞き取りを行います。

4. 登校再開の目安等

①新型コロナウイルス感染症と診断された場合

自宅待機期間末日まで出席停止となります。登校する際には「特別欠席願」を教務係へ提出してください。

②保健所等又は学校により濃厚接触者に特定された場合

③同居する家族が PCR 検査、抗原検査を受検した場合

自宅待機期間末日まで自宅待機（出席免除扱い）となります。新型コロナウイルス感染症の罹患の可能性がないことを確認した日の翌日から登校再開となります。

登校再開後、「出席免除届」を教務係へ提出した後、授業に参加してください。（その後、その後、「出席免除願」は、指導教員の署名を得た後、教務係へ提出する。）

④新型コロナウイルス感染症の可能性を疑う医師の指示により自宅待機をする場合

⑤37.5 度以上の発熱又は全身のだるさ、咳などの体調不良の症状がみられ、新型コロナウイルス感染症の可能性を疑い自宅休養をした場合

保健室までその旨を連絡してください。症状が軽快し、体調に問題がなくなるまで自宅待機（出席免除扱い）となります。

登校再開後、「出席免除届」を保健室へ持参し、健康状態の確認を受けた後、授業に参加してください。（その後、「出席免除願」は、指導教員の署名を得た後、教務係へ提出する。）

※上記①～⑤以外の場合は、通常の欠席扱いとなります。

5. その他

保健室が閉まっている土日祝日等は体調回復状況について学校側で確認することができません。そのため下記事項ができませんので御注意ください。（休日明け最初の登校日の朝に保健室を訪問してください。体調回復状況を確認の後、下記事項が可能となります。）

- ・寮生の方は学寮へ帰寮
- ・学校への登校及び課外活動への参加

新型コロナウイルス感染症に関する特別運営ルール【抜粋版】

【入寮前】

- 日頃から体調管理に気をつけ、感染予防対策と体調管理を徹底してください。
- 感染予防のためマスク、体温計、ごみ箱とごみ箱のサイズにあわせたごみ袋を各自で準備し、入寮時に持参してください。
※学校では寮生へ配布するマスクの用意ができません。
- 毎日本温の測定と健康状態の確認を行い、Microsoft365 の Forms を利用した「保健室からのお願い（健康調査）」に入力、送信してください。
なお、学寮は県内、県外のような様々な地域に住む学生が一同に集まる施設です。このような特殊な状況ですの入寮前にあたっては感染リスクの高い行動は慎むようご協力ください。
-
- 本人あるいは同居する家族等が新型コロナウイルス感染症感染者、濃厚接触者またはPCR検査対象者となった場合は速やかに本校までご連絡ください。
この場合、入寮を延期し、自宅等において経過観察を行ってください。経過観察後、異常がなければ入寮を許可します。

【開寮日、荷物搬入日】

- 家を出る前に自宅で体温の測定と体調チェックをしてください。風邪の症状（発熱、せき、のどの痛みなど）がみられる場合は、たとえ軽度であっても無理して入寮せず、自宅で様子を見てください。
- 入寮受付で体温チェックを受けてください。体温チェックをした後に居室の鍵をお渡しします。発熱がある場合や、明らかな体調不良がみられる場合は学寮や校舎への立ち入りは認めず、ただちに帰宅をお願いする場合があります。
- 感染拡大防止対策のため、学寮への保護者の方の立ち入りはご遠慮いただいております。ご不便をおかけしますが、ご理解願います。

【日常の感染症対策や健康管理】

- 流水と石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒、うがいや咳エチケットを徹底してください。
- 原則として授業後、週末等の不要不急の外出は控えてください。
- やむを得ず外出する場合は感染者が多い地方への移動や人ごみをできるだけ避けるようにしてください。
- 居室以外の場所（食堂やお風呂への移動を含む）では常にマスクを着用してください。
- 食堂やお風呂等のマスクを着用しない場所での会話は控えるようにしてください。
- 2人部屋では居室内においてもできる限りマスクを着用してください。
- 毎日検温し、検温結果を報告してもらいます。各自で体温計を持参してください。
- 居室は定期的に換気してください。寮内放送等で定期的に居室の換気を行うよう呼びかけますが、各自でも適宜換気を行うことを心がけてください。
- 発熱、風邪症状等の体調不良があったら、直ちに学生課寮務係、宿日直教員、学寮指導員、寮母等へ電話で申し出てください。（下記「体調不良時の対応について」を参照のこと。）

【日常生活について】

◎ 居室の運用について

密接を避けるため、一部を除き1～2人部屋は1名、3～4人部屋は2名で運用しています。

2名部屋は同室者との接触を避けるため、家具類で仕切られたレイアウトになっています。居室のレイアウトは変更しないでください。

なお、このように室内での接触を避ける対応をしても同室者が新型コロナウイルス感染症の感染者となった場合、もう一方の同室者は「同居する家族」と同一とみなされ「濃厚接触者」として経過観察の対象となります。このようなりスクを含む運用となりますことをご理解願います。

また、各自でゴミ箱とごみ袋を準備してください。汚染物の浮遊や接触を避けるため、使い捨てマスクや身の回りの衛生用品はごみ袋に入れ、口をしぼってごみステーションに捨ててください。

◎ 検温の実施

全寮生は毎朝夕（起床時と夜点呼前）に検温を行ってください。計測した朝の体温は Microsoft365 の Forms を利用した「保健室からのお願い（健康調査）」に入力、送信してください。

Forms 等への報告を怠った場合は退寮や反省通学等の指導の対象になります。また、場合によっては学校への出席停止といった厳しい指導がなされる場合がありますのでご注意ください。

夕の体温の報告義務はありませんが、異常があればただちに指導寮生・保護者に電話等で連絡してください。

土日祝日も必ず検温をしてください。

◎ 食事・入浴について

人数を制限し、グループ分けによるローテーション制（完全入れ替え制）とします。会話を控え、利用後は速やかに食堂を退室してください。

なお、食事のメニューは「和・洋」「定食・丼・麺」といった選択制を中止し、1種類のみとなります。（※後学期からは昼食、夕食について2種類メニューからの選択制再開を予定しています。）

◎ 点呼時間について

低学年寮生、高学年寮生ともに20時00分、金曜日の夜、土曜日の夜、授業日前日の休日（日曜日など）は21時00分とします。

在校生寮生は点呼時間に注意してください。

◎ 「外出届」「臨時帰省届」について

不要不急の外出を制限するため、「外出届（点呼時間を超えての外出）」と「臨時帰省届（平日の自宅への帰省）」は原則認めません。

就職活動や家庭の事情等、やむを得ない場合は外出または臨時帰省したい日の2日前までに担当寮務主事補の許可を得た後に各種届出を提出してください。

◎ アルバイトについて

アルバイトは原則禁止とします。特殊な事情によりアルバイトをしなければならない場合は担当主事補または寮監、寮務主事に申し出てください。

◎ 共用部分の使用について

トイレ、洗面所、洗濯室、シャワー室、廊下の使用は通常どおりとします。
ただし、寮生同士が密集、密接とならないよう気をつけて使用してください。

◎ 談話室・食室の使用について

談話室や食室の使用は寮生の密集を避けるために寮生会執行部が定めた使用ルールを遵守して使用してください。

食室は最低限の利用（食材の調理及び片づけに限る）とし、30分以上連続して滞在しないでください。調理したものを食べるときは各自の居室で食べるようにし、食室内で会食等はしないでください。

また、食室内に同時に滞在できる人数は食室の広さによって異なります。入口に貼られている掲示の人数を上限とし、常時窓を開けて換気する等の対策をしてください。

◎ 学習室の利用について

寮生会執行部が定めた使用ルールを遵守して使用してください。

学習室内に同時に滞在できる人数は学習室の広さによって異なります。入口に貼られている掲示の人数を上限とし、常時窓を開けて換気する等の対策をしてください。また、学習室内での飲食は禁止とし、会話は極力控えるようにしてください。

◎ 授業後、週末の外出について

授業後、週末等の不要不急の外出はできる限り控えてください。外出や帰省をする場合は感染リスクの高い行動は慎むようにしてください。

◎ 寮棟間の移動等について

寮生は自室で過ごすことを基本とし、他の寮生の居室訪問や他フロア、他の棟への移動を原則禁止します。

◎ 居室の換気について

居室の空気の循環を行うため、1時間に1回は換気を行ってください。夜間については20時、21時、22時に寮内放送が入ります。

◎ 消灯、就寝時間について

健康状態を良好に維持して免疫力を高めるために、23時30分には必ず消灯、就寝し、睡眠時間を7時間以上確保してください。中間・定期試験2週間前からは消灯時間の1時間使用延長を認めます。

◎ 体調不良時の対応について

宿日直教員、学寮指導員、寮母は当面の間、体調不良者との面接対応は行わず、原則、電話対応のみとします。体調不良の時は宿直室や寮母室へ電話をして指示を仰ぐようにし、直接、宿直室や寮母室への来室は控えてください。

体調不良が直ちに新型コロナウイルス感染症につながるわけではありませんが、教職員は医療従事者ではありませんので、症状の診断や自身への感染予防を施した万全の対応ができません。万一の場合の感染拡大を防ぐ必要がありますのでご理解ください。

◎ **自宅への帰省指示について**

風邪の症状（発熱，咳，のどの痛み等），息苦しさ（呼吸困難），強いだるさ（倦怠感）がみられる場合は，軽度であっても自宅への帰省を指示いたします。

また，感染拡大の抑制のため，複数人部屋においては，同室者についても自宅への帰省を指示いたします。

保護者の方は本人または学校関係者からのお迎えの要請に速やかに対応していただき，自宅で経過を観察いただきますようお願いいたします。

◎ **寮生及び学校関係者で感染が確認された場合**

新型コロナウイルス感染者の発生状況によってはクラス単位あるいは学寮の階単位もしくは棟単位で臨時閉寮する場合があります。

学級閉鎖や臨時閉寮となる場合はただちに自宅へ帰省いただき遠隔授業対応となりますので，あらかじめご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

以上，寮生の新型コロナウイルス感染防止，そして寮内における感染拡大の抑制のために，ご理解とご協力の程，宜しくお願い申し上げます。現状では，このような特別運営方針をとったとしても学寮における完全な安全をお約束できるわけではありません。入寮される寮生の皆さん一人ひとりが「新しい生活様式」を取りつつ，感染しない，広げないという気持ちをもって寮生活を送ってください。

なお，これらの特別運営ルールをお守りいただけない場合はやむをえず退寮等の厳しい指導をとらせていただくことがありますのであらかじめご了承ください。